

議案第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例を次のとおり制定するものとする。

令和7年（2025年）2月 日提出

宝塚市長 山崎晴恵

宝塚市条例第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例  
(宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正)

第1条 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例（昭和32年条例第12号）の一部を次のように改正する。

第11条第1項ただし書中「次項第1号及び第3号から第6号まで」を「次項第2号から第5号まで」に、「以下「扶養親族たる配偶者、父母等」を「第3項において「扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行政職給料表7級職員等」という。）」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第6号までを1号ずつ繰り上げ、同条第3項中「扶養親族たる配偶者、父母等」を「前項第1号に該当する扶養親族（次項において「扶養親族たる子」という。）については1人につき13,000円、扶養親族たる父母等」に改め、「（以下「行政職給料表6級職員等」という。）」及び「、前項第2号に該当する扶養親族（以下「扶養親族たる子」という。）については1人につき10,000円」を削り、同条第4項中「（以下「特定期間」という。）」を削り、「特定期間に」を「当該期間に」に改め、同条第5項を次のように改める。

5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

第11条第6項及び第7項を削る。

第11条の2中「100分の15」を「100分の12」に改める。

第13条の3第1項中「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加え、同条第3項中「本市職員以外の地方公務員又は国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員と

なり、これ」を「新たに給料表の適用を受ける職員となったこと」に改め、「（任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。）」を削る。

第18条の2第1項中「（次項において「勤務を要しない日等」という。）に勤務した」を「に勤務をした」に改め、同条第2項中「勤務を要しない日等以外の日の午前0時から午前5時までの間」を「午後10時から翌日の午前5時までの間（週休日等に含まれる時間を除く。）」に、「勤務した」を「勤務をした」に改める。

第21条の見出し中「扶養手当等」を「地域手当等」に改め、同条中「扶養手当、地域手当」を「地域手当」に改める。

第22条の3の見出し中「扶養手当等」を「扶養手当」に改め、同条中「及び第11条の3」を削る。

附則に次の2項を加える。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

49 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、当該職員並びに行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員（以下「行政職給料表6級職員等」という。）に対しては」と、同条第2項中

「（5） 身体又は精神に著しい障害のある者」とあるのは

「（5） 身体又は精神に著しい障害のある者

（6） 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」

と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員」とあるのは「行政職給料表6級職員等」と、「とする」とあるのは「、前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

50 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間における第11条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「100分の12」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

令和7年4月1日から令和8年3月31日まで	100分の14
令和8年4月1日から令和9年3月31日まで	100分の13

(宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第2条 宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例（昭和41年条例第48号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「臨時職員及び」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第6条の2中「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第11条の2中「勤務した」を「勤務をした」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

4 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第5条第2項の規定の適用については、同項中

「(4) 身体又は精神に著しい障害のある者」とあるのは、

「(4) 身体又は精神に著しい障害のある者

(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」とする。

(宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部改正)

第3条 宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例（平成17年条例第22号）の一部を次のように改正する。

第5条第1項ただし書中「臨時職員及び」を削り、同条第2項中第1号を削り、第2号を第1号とし、第3号から第5号までを1号ずつ繰り上げる。

第9条中「同居していた配偶者」の次に「（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）」を加える。

第15条中「勤務した」を「勤務をした」に改める。

附則に次の1項を加える。

（令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置）

3 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第5条第2項の規定の適用については、同項中

「(4) 身体又は精神に著しい障害のある者」とあるのは

「(4) 身体又は精神に著しい障害のある者

(5) 配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」  
とする。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。

(宝塚市一般職の職員の給与に関する条例の一部改正に伴う経過措置)

2 第1条の規定による改正後の宝塚市一般職の職員の給与に関する条例第13条の3第3項の規定は、この条例の施行の日前に新たに給料表の適用を受ける職員となった者にも適用する。

議案第 号

宝塚市一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定について  
 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例(昭和32年条例第12号)新旧対照表(第1条による改正関係)

現行	改正案
<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第1号及び第3号から第6号までのいずれかに該当する扶養親族(以下「扶養親族たる配偶者、父母等」という。)</u>に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員<u>(以下「行政職給料表7級職員等」という。)</u>に対しては、支給しない。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(6) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>扶養親族たる配偶者、父母等</u>  <u>_____</u>については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「行政職給料表6級職員等」という。))<u>にあつては、3,500円)</u>、<u>前項第2号に該当する扶養親族(以下「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき10,000円とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間<u>(以下「特定期間」という。)</u>にある子がいる場合における</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第11条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>次項第2号から第5号まで_____のいずれかに該当する扶養親族(第3項において「扶養親族たる父母等」という。)</u>に係る扶養手当は、行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員_____に対しては、支給しない。</p> <p>2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>3 扶養手当の月額は、<u>前項第1号に該当する扶養親族(次項において「扶養親族たる子」という。)</u>については1人につき13,000円、<u>扶養親族たる父母等</u>については1人につき6,500円(行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員_____にあつては、3,500円)_____とする。</p> <p>4 扶養親族たる子のうちに満15歳に達する日後の最初の4月1日から満22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間_____にある子がいる場合における</p>

扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 新たに職員となった者に扶養親族(行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合、行政職給料表7級職員等から行政職給料表7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合又は職員に次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その職員は直ちにその旨を任命権者に届け出なければならない。

(1) 新たに扶養親族としての要件を具備するに至った者がある場合(行政職給料表7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を具備するに至った者がある場合を除く。)

(2) 扶養親族としての要件を欠くに至った者がある場合(扶養親族たる子又は第2項第3号若しくは第5号に該当する扶養親族が、満22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合及び行政職給料表7級職員等に扶養親族たる配偶者、父母等としての要件を欠くに至った者がある場合を除く。)

- 6 扶養手当の支給は、新たに職員となった者に扶養親族(行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)がある場合においては、その者が職員となった日、行政職給料表7級職員等から行政職給料表7級職員等以外の職員となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等がある場合においてその職員に扶養親族たる子で前項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が行政職給料表7級職員等以外の職員となった日、職員に扶養親族(行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。)で同項の規定による届出に係るものがない場合においてその職員に同項第1号に掲げる事実が生じたときは、その事実が生じた日の属する月の翌月(これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、扶養手当を受けている職員が離職し、又は死亡した場合においては、それぞれその者が離職し、又は死亡した日、行政職給料表7級職員等以

扶養手当の月額、前項の規定にかかわらず、5,000円に当該期間にある当該扶養親族たる子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

- 5 前各項に規定するもののほか、扶養親族の数の変更に伴う支給額の改定その他扶養手当の支給に関し必要な事項は、規則で定める。

外の職員から行政職給料表7級職員等となった職員に扶養親族たる配偶者、父母等で同項の規定による届出に係るものがある場合においてその職員に扶養親族たる子で同項の規定による届出に係るものがないときは、その職員が行政職給料表7級職員等となった日、扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で同項の規定による届出に係るものの全てが扶養親族としての要件を欠くに至った場合においては、その事実が生じた日の属する月（これらの日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、同項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後に行われたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

7 扶養手当は、次の各号のいずれかに掲げる事実が生じた場合においては、その事実が生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、第1号又は第3号に掲げる事実が生じた場合における扶養手当の支給額の改定について準用する。

(1) 扶養手当を受けている職員に更に第5項第1号に掲げる事実が生じた場合

(2) 扶養手当を受けている職員の扶養親族（行政職給料表7級職員等にあつては、扶養親族たる子に限る。）で第5項の規定による届出に係るものの一部が扶養親族としての要件を欠くに至った場合

(3) 扶養親族たる配偶者、父母等及び扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るものがある行政職給料表7級職員等が行政職給料表7級職員等以外の職員となった場合

(4) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある行政職給料表6級職員等が行政職給料表6級職員等及び行政職給料表7級職員等以外の職員となった場合

(5) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るもの及び扶養親族

たる子で同項の規定による届出に係るものがある職員で行政職給料表7級職員等以外のものが行政職給料表7級職員等となった場合

(6) 扶養親族たる配偶者、父母等で第5項の規定による届出に係るものがある職員で行政職給料表6級職員等及び行政職給料表7級職員等以外のものが行政職給料表6級職員等となった場合

(7) 職員の扶養親族たる子で第5項の規定による届出に係るもののうち特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(地域手当)

第11条の2 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の15を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(単身赴任手当)

第13条の3 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により同居していた配偶者

と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 (略)

3 本市職員以外の地方公務員又は国家公務員等であった者から引き続き給料表の適用を受ける職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員(任用の事情等を考慮して規則で定める職員に限る。)その他第1項の規定による

(地域手当)

第11条の2 職員には、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の12を乗じて得た月額の地域手当を支給する。

(単身赴任手当)

第13条の3 勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により同居していた配偶者

(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められない場合は、この限りでない。

2 (略)

3 新たに給料表の適用を受ける職員となったこと

に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他の規則で定めるやむを得ない事情により同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該適用の直前の住居から当該適用の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して規則で定める基準に照らして困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員その他第1項の規定による

単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職員(次項において「管理職員等」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日(次項において「勤務を要しない日等」という。)に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員等が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により勤務を要しない日等以外の日の午前0時から午前5時までの間\_\_\_\_\_であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3・4 (略)

(扶養手当等の支給方法)

第21条 扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し、この条例に規定するものを除くほか、必要な事項は、市長が定める。

(扶養手当等に関する規定の適用除外)

第22条の3 第11条及び第11条の3の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

単身赴任手当を支給される職員との均衡上必要があると認められるものとして規則で定める職員には、前2項の規定に準じて単身赴任手当を支給する。

(管理職員特別勤務手当)

第18条の2 管理又は監督の地位にある職員のうち規則で定める職員(次項において「管理職員等」という。)が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日(次項において「勤務をした

\_\_\_\_\_場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員等が災害への対処その他臨時又は緊急の必要により午後10時から翌日の午前5時までの間(週休日等に含まれる時間を除く。)であって正規の勤務時間以外の時間に勤務をした場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3・4 (略)

(地域手当等の支給方法)

第21条 地域手当\_\_\_\_\_、住居手当、時間外勤務手当、夜間勤務手当、休日勤務手当、宿日直手当、管理職員特別勤務手当、期末手当及び勤勉手当の支給方法に関し、この条例に規定するものを除くほか、必要な事項は、市長が定める。

(扶養手当等に関する規定の適用除外)

第22条の3 第11条\_\_\_\_\_の規定は、定年前再任用短時間勤務職員には適用しない。

附 則

(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)

49 令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第11条の規定の適用については、同条第1項ただし書中「対しては」とあるのは「対しては支給せず、次項第6号に該当する扶養親族に係る扶養手当は、当該職員並びに行行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員(以下「行政職給料表6級職員等」という。)に對しては」と、同条第2項中「(5) 身体又は精神に著しい障碍のある者」とあるのは「(5)

身体又は精神に著しい障害のある者（6）配偶者（届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「13,000円」とあるのは「11,500円」と、「行政職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が6級であるもの及び同表以外の各給料表の適用を受ける職員でその職務の級がこれに相当するものとして規則で定める職員」とあるのは「行政職給料表6級職員等」と、「とする」とあるのは、「前項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

（令和9年3月31日までの間における地域手当に関する経過措置）

50 令和7年4月1日から令和9年3月31日までの間における第11条の2の規定の適用については、次の表の左欄に掲げる期間の区分に応じ、同条中「100分の12」とあるのは、それぞれ同表の右欄に掲げる字句とする。

<u>令和7年4月1日から 令和8年3月31日まで</u>	<u>100分の14</u>
<u>令和8年4月1日から 令和9年3月31日まで</u>	<u>100分の13</u>

宝塚市水道事業及び下水道事業の職員の給与の種類及び基準に関する条例(昭和41年条例第48号)  
新旧対照表(第2条による改正関係)

現行	改正案
<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>臨時職員及び管理者</u>が指定する職種を除く。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第6条の2 単身赴任手当は、勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により同居していた配偶者_____と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第11条の2 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき管理者が指定する職の職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に<u>勤務した</u>場合に、当該職員に対して支給する。</p> <p>附 則</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、_____管理者が指定する職種を除く。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次の各号に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第6条の2 単身赴任手当は、勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により同居していた配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第11条の2 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき管理者が指定する職の職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に<u>勤務をした</u>場合に、当該職員に対して支給する。</p> <p>附 則</p> <p><u>(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)</u></p> <p>4 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第5条第2項の規定の適用については、同項中「(4) 身体又は精神に著しい障</u></p>

障のある者」とあるのは、「(4) 身体又は精神に著しい障碍のある者 (5) 配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)」とする。

宝塚市病院事業職員の給与の種類及び基準に関する条例(平成17年条例第22号)新旧対照表(第3条による改正関係)

現行	改正案
<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、<u>臨時職員及び管理者</u>が指定する職種を除く。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) <u>配偶者(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。)</u></p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(5) (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第9条 単身赴任手当は、勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により同居していた配偶者 _____ と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第15条 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき管理者が指定する職の職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に<u>勤務した</u>場合に、当該職員に対して支給する。</p> <p>附 則</p>	<p>(扶養手当)</p> <p>第5条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。ただし、 _____ 管理者が指定する職種を除く。</p> <p>2 扶養手当の支給については、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものを扶養親族とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) (略)</p> <p>(3) (略)</p> <p>(4) (略)</p> <p>(単身赴任手当)</p> <p>第9条 単身赴任手当は、勤務地を異にする異動に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他やむを得ない事情により同居していた配偶者<u>(届出をしないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。)</u>と別居することとなった職員で、当該異動の直前の住居から当該異動の直後の勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもののうち、単身で生活することを常況とする職員に支給する。ただし、配偶者の住居から勤務地に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められない場合は、この限りでない。</p> <p>(管理職員特別勤務手当)</p> <p>第15条 管理職員特別勤務手当は、管理又は監督の地位にある職員のうち、その特殊性に基づき管理者が指定する職の職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により勤務を要しない日又は休日に<u>勤務をした</u>場合に、当該職員に対して支給する。</p> <p>附 則</p> <p><u>(令和8年3月31日までの間における扶養手当に関する経過措置)</u></p> <p>3 <u>令和7年4月1日から令和8年3月31日までの間における第5条第2項の規定の適用については、同項中「(4) 身体又は精神に著しい障害のある者」とあるのは、「(4) 身体又は精神</u></p>

に著しい障害のある者 (5) 配偶者(届出を  
しないが事実上婚姻関係と同様の事情にあ  
る者を含む。)とする。

## 宝塚市一般職の職員の給与に関する条例等の改正概要

### 1 人事院勧告に準じる改正

#### (1) 地域手当

級地区分及び支給割合の見直しに伴い、3級地12%に改正を行う。

なお、職員の生活への影響等を考慮して、段階的に引き下げを行う。

年度	支給割合
令和6年度	15%
令和7年度	14%
令和8年度	13%
令和9年度以降	12%

#### (2) 扶養手当

子に要する経費の実情や、少子化対策が推進されていることを踏まえ、子に係る扶養手当を更に充実させることが適当であるため、配偶者に係る扶養手当を廃止することにより生ずる原資を用いて、子に係る手当額を引き上げる。

年度	令和6年度	令和7年度	令和8年度以降
扶養親族			
配偶者（行政職給料表6級）	3,500	(支給しない)	(支給しない)
配偶者（行政職給料表5級以下）	6,500	3,000	(支給しない)
子	10,000	11,500	13,000

※「行政職給料表6級以下」、「行政職給料表6級」には、これらに相当する職務の級を含む。

#### (3) その他

- ① 暫定再任用職員（定年前再任用短時間勤務職員を含む）に住居手当を支給する。
- ② 管理監督職員特別勤務手当の平日深夜に係る支給対象時間帯を拡大する。

### 2 施行日

令和7年4月1日から施行する。